

小規模施設特定有線一般放送に関する事務処理手続規程

小規模施設特定有線一般放送に関する事務処理手続規程を次のように定める。

小規模施設特定有線一般放送に関する事務処理手続規程

目次

- 第1章 通則(第1条―第3条)
- 第2章 届出(第4条―第7条)
- 第3章 雑則(第8条―第10条)
- 附 則
- 付 録
- 様 式

第1章 通 則

(目的)

第1条 この規程は、静岡県における小規模施設特定有線一般放送に関する届出書、報告書(添付書類を含む。以下「届出書等」という。)の事務処理手続を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「法」とは、放送法(昭和25年法律第132号)をいう。
- (2) 「規則」とは、放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)をいう。
- (3) 「有線一般放送」とは、規則第2条第4号に規定する一般放送をいう。
- (4) 「小規模施設特定有線一般放送」とは、法第133条第1項に規定する一般放送をいう。
- (5) 「個人情報保護法」とは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)をいう。
- (6) その他のこの規程の用語の意義については、法、規則、告示及び行政手続法(平成5年法律第88号)に従うものとする。

(管理簿の作成等)

第3条 小規模施設特定有線一般放送事業者の管理を行うため、小規模施設特定有線一般放送事業者管理簿(以下「管理簿」という。)を作成する。

- 2 管理簿は電磁的方法により作成し、検索及び照合が容易となるように整理保管すること。この場合、管理簿に加え、電磁的方法により提出された届出書等も検索及び照合が容易となるように整理保管する。
- 3 管理簿の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく管理簿の変更を行うこととする。
- 4 提出のあった業務区域を適切に管理し、業務区域の現状把握に努めるものとする。

第2章 届出

(形式審査等)

第4条 届出があったときは、行政手続法の規定に基づき遅滞なく形式審査を開始するものとする。

- 2 前項に規定する形式審査は、次の各号に留意して、その記載事項について行うこと(電磁的方法による届出の提出を受けた場合にあっては、事前にコンピュータウイルスの点検を行うこと。)とし、当該形式審査をし

た後、各条件に適合するものは受理するものとする。

- (1) 代理人による届出又は報告の場合は、その代理は正当な手続によったものであるかどうか。
 - (2) 法令に様式の定めのある届出書等については、所定の様式に従っているかどうか。
 - (3) 必要な記載事項が漏れているもの、記載の不明なもの又はその内容に明らかに不合理なものがないかどうか。
 - (4) 添付書類は、所要のもの(付録第1号に掲げるもの。)が提出されているかどうか、また、期限切れ等無効なものがないかどうか。
 - (5) 届出書の記載事項と添付書類との間に齟齬はないかどうか。
 - (6) ラジオ放送については、一般放送の種類は、的確に記載されているかどうか。
 - (7) 届出書等が変更に係るものである場合は、当該変更に伴い当該変更事項以外の事項について変更の届出を要するものがないかどうか。
 - (8) 小規模施設特定有線一般放送の要件に合致しているかどうか。
- 3 前項各号により形式審査した結果、不備等のある届出書等については、適宜な方法で届出者等に連絡をとり、補正を求めるものとする。

(届出事務の整理番号)

第5条 小規模施設特定有線一般放送の業務の開始届出を受理した場合の整理番号は、付録第2号に定める方法により付するものとする。

- 2 整理番号は写しの証明により、届出者に明示するものとする。
- 3 業務の廃止等により欠番となった整理番号は、補てんしないものとする。

(写しの証明)

第6条 提出書類の写しであることの証明は、当該証明のために届出者等から提出された、または必要に応じ職員が複写した提出書類の写しの1通のみに行うこととする。

- 2 前項の規定による写しの証明は、関係文書についての届出を受理した後に行うものとする。
- 3 提出書類の写しであることの証明は、届出書等の写しの余白に、赤色のスタンプインクを使用して、付録第3号に定めるひな形による印を押なつし、整理番号の記載を行うものとする。
- 4 前項の規定により証明を受けた写しについて、紛失、汚損等のため、届出者等から理由を付して提出書類の写しの再証明の申出があったときは、前項に準じて処理するものとする。

(業務の廃止等)

第7条 小規模施設特定有線一般放送を行う届出一般放送事業者について、法第135条第1項の規定による廃止届出書又は法第135条第2項の規定による解散届出書を受理した場合は、管理簿に「本届出は、抹消」と記載するものとする。なお、抹消日は廃止届出書又は解散届出書を受理した日とする。

- 2 廃止又は解散の届出書を受理したときは、届出者に対して、不要となる有線電気通信設備について速やかに撤去するよう通知するものとする。

第3章 雑則

(国との情報連携)

第8条 法に定める小規模施設特定有線一般放送に係る事務に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当な理由があると認められるときは、東海総合通信局に対して、第5条の規定により付与した整理番号と

あわせて、届出書等に含まれる情報のうち、届出者の氏名及び電話番号等、設備の規模、主たる設備の設置場所等の情報を個人情報保護法に従い提供する。

- 2 法により静岡県の所管に属するとされた小規模施設特定有線一般放送事業者の実態を明らかにするために必要な情報として、東海総合通信局に対する届出書等に含まれる情報のうち、届出者の氏名及び電話番号等、設備の規模、主たる設備の設置場所等の情報が整理番号とあわせて提供されたときは、個人情報保護法に従い適正に管理し、小規模施設特定有線一般放送に係る事務の円滑化に役立てる。
- 3 小規模施設特定有線一般放送に係る事務を行うにあたり、特定の個人が識別できない状態で国との情報連携を行う場合は、静岡県セキュリティポリシーに従って情報を取り扱う。

(業務の停止命令等)

第9条 法第174条の規定により業務の停止を命ずる必要があると認められる場合は、様式第1号による業務の停止を命ずる文書に様式第2号の行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第1項及び行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第57条の規定に基づく教示のための書面を添付して、配達証明郵便又は配達証明郵便に準ずる役務(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者において、当該信書便物(同条第3項に規定する信書便物をいう。)を配達し、又は交付した事実を証明する信書便の役務をいう。以下同じ。)により当該有線一般放送を行う小規模施設特定一般放送事業者に送付し、又は直接交付する。

- 2 前項の規定により文書を手交して処分を行う場合は、被処分者から文書を受領した旨の書面を徴し、これに署名又は押印させるものとする。
- 3 第1項の処分の執行は、その実効を確保する上で適当と認められる最近の時期において行うものとし、その始期は処分書を手交した日又は処分書が確実に被処分者に到達すると認められる日の翌日以降とするものとする。
- 4 処分を行ったときは、その遵守状況について必要な監視を行うものとする。

(資料の提出要求)

第10条 法175条に基づく報告等の処理は、適宜の様式にて行う。

附 則

この規程は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

この規程は、令和5年8月17日から施行する。

付録第1号(第4条関係)

申請等提出書類一覧

事 由		提 出 書 類
小規模施設特定有線一般放送業務開始届	小規模施設特定有線一般放送の業務を行おうとするとき 【法第133条第1項、規則第141条・第143条】	小規模施設特定有線一般放送業務開始届出書(規則別表第四十の二号)【正・副2部(添付書類は1部のみ)】(様式の表の部分のみ電磁媒体での提出が可能) 以下の書類等を含む。 ・ 届出者が法人である場合には、定款又は寄附行為・届出者が法人以外の団体である場合には、団体の規約 ・ 再放送の同意に係る事項 ・ 業務区域を記載した地図 ・ 道路法の規定に基づく許可その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾の事実を証する書面の写し
小規模施設特定有線一般放送業務開始届出書記載事項変更届	届出した小規模施設特定有線一般放送業務開始届に記載した事項を変更しようとするとき 【法第133条第2項、規則第144条】	小規模施設特定有線一般放送業務開始届出書記載事項変更届(規則別表第四十一の二号)【正・副2部(添付書類は1部のみ)】(様式の表の部分のみ電磁媒体での提出が可能) 以下の書類等を含む。 ・ 届出者が法人である場合には、定款又は寄附行為・届出者が法人以外の団体である場合には、団体の規約 ・ 再放送の同意に係る事項 ・ 業務区域を記載した地図 ・ 道路法の規定に基づく許可その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾の事実を証する書面の写し ※当該変更により、届出時に提出した書類に変更が生じる場合、新たに許可等が必要となる場合に限る。 。
小規模施設特定有線一般放送業務承継届	小規模施設特定有線一般放送事業者の地位を承継したとき 【法第134条第2項、規則第145条】	小規模施設特定有線一般放送業務承継届出書(規則別表第四十二の二号)【正・副2部(添付書類は1部のみ)】(様式の表の部分のみ電磁媒体での提出が可能) ・ 承継者が一般放送事業者以外の法人であるときは定款又は寄附行為及び業務執行する役員の氏名を記載した書面、一般放送事業者以外の団体であるときはこれに準じる書面及び業務を執行する役員の氏名を記載した書面 ・ 承継に伴い、新たに道路の占用の許可その他法令に基づく処分等が必要とする場合には、当該承継に係る部分の当該処分等の事実を証する書面
小規模施設特定有線一般放送の業務の廃止届出書	小規模施設特定有線一般放送の業務を廃止したとき 【法第135条第1項、規則第146条第1項】	小規模施設特定有線一般放送の業務の廃止届出書(規則別表第四十三の二号)【1部のみ】(様式の表の部分のみ電磁媒体での提出が可能)
小規模施設特定有線一般放送事業者たる法人の解散届出書	小規模施設特定有線一般放送事業者たる法人が解散したとき 【法第135条第2項、規則第146条第2項】	小規模施設特定有線一般放送事業者たる法人の解散届出書(規則別表第四十四の二号)【1部のみ】(様式の表の部分のみ電磁媒体での提出が可能)

付録第2号(第5条関係)

届出事務に係る小規模施設特定有線一般放送事業者の整理番号の付与の方法

小規模施設特定有線一般放送事業者の整理番号は、SZの次に、受理した順に従って「0001」から始まる数字を付すものとする。

(整理番号の付与例)

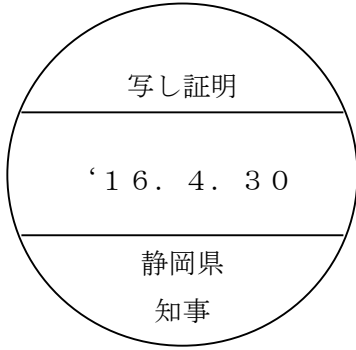
第 SZ 0001 号

この付与例は、本県が第1番目に届出を受理したものであることを示す。

※なお、東海総合通信局より移譲された小規模施設特定有線一般放送事業者の整理番号については、放送法等の一部を改正する法律の施行の日において、本県に移譲された後も東海総合通信局で付番された整理番号を使用するものとする。

付録第3号(第6条関係)

証明印



直径30ミリメートル

様式第1号（第9条関係）

（法第174条に基づく業務停止命令の場合）

長

辺

(注1)
〇 〇第 号
平成 年 月 日
(注2)

(対象者名 注3) 様

静岡県知事 印 (注4)

小規模施設特定有線一般放送の業務の停止命令について

放送法第174条の規定に基づき、次の理由により、 年 月 日から
日間、下記の業務区域における有線一般放送の業務の停止を命ずる。

記

1. 業務区域

2. 理由

短 辺 (日本産業規格A列4番)

注1 決裁番号を記入すること。

注2 本件命令に係る決裁が終了した日付を記入すること。

注3 氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）を記載すること。

注4 知事の印を押なつてあるものを使用すること。

行政事件訴訟法第46条第1項及び行政不服審査法第82条の規定
に基づく教示のための書面

教 示 書

行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条の規定により、次のことを教示します。

- 1 この処分について不服があるときは、静岡県知事に対し、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

短 辺

（日本産業規格A列4番）